

高圧電力利用事業者電気料支援事業のお知らせ

エネルギー価格の上昇に伴う電気料金の高騰による町内中小企業者の経営負担を軽減し、事業の継続および安定化を図るため、町内の事業用施設で、高圧または特別高圧の電力契約により電力供給を受けている事業者に対して、電気料金の一部を支援します。

1 支給対象事業者

- 次の全ての要件を満たす事業者（法人、個人事業主など（大企業を含む。行政機関を除く。））を対象事業者とします。
- ①町内の事業用施設（店舗・工場・事務所その他の事業所で、所有、管理または占有している施設（公の施設を除く。））において、小売電気事業者（東北電力(株)または新電力会社）と契約し、高圧または特別高圧の電力供給を受け、かつ、電気料金を負担している事業者
 - ②申請時点において町内で事業を営み、かつ、支給後も町内での事業を継続することが確実である事業者
 - ③代表者、役員等に暴力団員などが含まれていないこと
 - ④町税に滞納がないこと

2 支給対象経費

支給対象事業者が高圧または特別高圧の電力供給を受けている町内の事業用施設（以下「高圧電力利用施設」という。）における、令和5年7月から令和5年11月までの期間に使用した電気料金（小売電気事業者に対し、既に電気料金を支払済のものが対象）

3 支援金の額

高圧電力利用施設における、令和5年7月から令和5年11月までの期間に使用した電力量の合計（kWh） × 4円で算出した額
ただし、1事業者当たり75万円を上限とします。

4 申請期間

令和6年1月9日(火)
～2月9日(金)

5 申請方法

原則、窓口での申請としますが、郵送でも申請受付可とします。
【申請先】 〒986-0725 南三陸町志津川字沼田101番地
南三陸町商工観光課 商工業立地推進係 あて
☎ 商工観光課 商工業立地推進係 ☎46-1385

エネルギー価格高騰対応運送事業者支援事業のお知らせ

エネルギー価格の高騰による町内運送事業者の経営負担を軽減し、事業の継続および安定化を図るため、町内運送事業者に対して燃油購入費用の一部を支援します。

1 支給対象事業者

- 次の①から④に掲げる要件を全て満たしている者とします。
- ①町内に本店、支店、営業所などを置く中小事業者（法人・個人事業主）で、次の道路運送事業等の事業を営む者
 - ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する旅客自動車運送事業（同条第1号イに規定する事業（乗り合いバスなど）は除く。）
 - イ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業
 - ウ 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第1項に規定する船舶運航事業
 - エ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業
 - オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する一般廃棄物処理業
 - ②申請時点において町内で事業を営み、かつ、支給後も町内での事業を継続することが確実である事業者
 - ③代表者、役員等に暴力団員などが含まれていないこと
 - ④町税に滞納がないこと

2 支給対象経費

支給対象事業者が令和5年7月から令和5年11月までの期間に購入した燃油（ガソリン、軽油および液化石油ガス）の費用

4 申請期間

令和6年1月9日(火)～2月9日(金)

3 支援金の額

支援金の額は、購入した燃油1リットル当たり20円とし、事業用車両など1台につき月額4万円を上限とします。ただし、町からの受託業務に使用する車両は、支援金の支給の対象としません。

5 申請方法

原則、窓口での申請としますが、郵送でも申請受付可とします。
【申請先】 〒986-0725 南三陸町志津川字沼田101番地
南三陸町商工観光課 商工業立地推進係 あて
☎ 商工観光課 商工業立地推進係 ☎46-1385

令和5年度「道路ふれあい月間」

期間 8月1日(火)から31日(木)の1カ月間

道路ふれあい月間は、道路の愛護活動や道路の正しい利用の啓発などの各種活動を特に推進することにより、道路を利用する皆さまに道路とふれあい、道路の役割や重要性を改めて認識していただき、道路を常に広く、美しく、安全に利用していただくことを目的としています。

建設課からのお願い 町道の日常管理は日々行っていますが、路面などに異常を発見した際は、建設課までご連絡をお願いします。

☎ 建設課 土木係 ☎46-1377

私たちが障害者相談を引き受けます！

町では、障害福祉に長年関わってきた人や障害に対する知識や経験を持った人に、身体障害者相談員・知的障害者相談員をお願いしています。
障害のある人や、ご家族の日常生活の相談などに応じますので、お気軽にご相談ください。

身体障害者相談員



佐藤 虎勝さん
(志津川字沼田)
☎46-33146

身体障害者相談員



高橋 あや子さん
(歌津字番所)
☎36-3315

知的障害者相談員



千葉 みよ子さん
(歌津字峰畑)
☎080-18401644

☎ 保健福祉課 社会福祉係 ☎46-2601